

# 全国健康保険協会

## ご利用の場合

今回お支払いいただいた義肢装具の代金は、  
処方日から2年以内にご加入の全国健康保険協会に申請することにより、  
審査の上、負担率に応じて給付(還付)されます。

※代金給付(還付)の可否は保険者の判断によりますので予めご了承ください。  
※詳細な手続きについては、各機関の担当窓口にてご確認ください。

### お手続き 1

STEP  
1



#### 申請書類

- 意見および装着証明書
- 領収書 (明細書を添付している場合は取り外さないでください)
- 療養費支給申請書

(お勤め先の保険担当者よりお取り寄せください。  
または全国健康保険協会のホームページからも印刷可能です。)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

※ 傷病の原因がケガ(捻挫、打撲、骨折など)の場合は、「健康保険負傷原因届」のご提出が必要ですので併せてお取り寄せください。原因が病気の場合は不要です。

※ 医療証(障がい・ひとり親・乳幼児等)をお持ちの方は「お手続き2」で必要となりますので意見および装着証明書と領収書のコピーをおとりください。

#### 靴型装具の場合

装具の現物写真をプリントアウト、もしくは現像してご申請の際に併せてご提出ください。  
※詳細はご加入の保険者にお問い合わせください。

STEP  
2

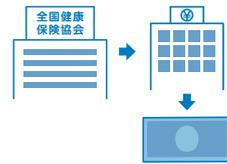


上記の申請書類(原本)を  
全国健康保険協会へ  
郵送または窓口へご持参ください。

※ 各支部の所在地は  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/sb7130/sb7131/1762-620/>より  
ご確認ください。

※ 記入方法等の詳細は各支部へ  
直接お問い合わせください。

STEP  
3



全国健康保険協会による審査の上、  
後日、自己負担率に応じて  
給付されます。

### お手続き 2

#### 各種医療証(障がい・ひとり親・乳幼児等)をお持ちの場合

STEP  
4



「お手続き1」の完了後、全国健康保険協会から支払決定通知書が届きましたら、  
下記の申請書類をご準備の上、市区町村役場の各医療係へ申請ください。  
審査の上、所定の金額が各医療係より給付されます。

- 全国健康保険協会からの支払決定通知書
- 健康保険証
- 「意見および装着証明書」と「領収書」のコピー
- 医療証
- 通帳または口座番号の控え
- 印鑑(認印可)※シャチハタ不可
- マイナンバー(個人番号)が確認できる書類